

暴風警報及び特別警報発表時の休日急病診療所の休診の判断基準について

- ・対象とする警報は、暴風警報及び特別警報*とする。
- ・警報発表地域は、「江南市」とする。

(通常)

	午前の診療				午後の診療			
警報状況	午前6時30分までに警報解除された場合	午前6時30分過ぎから午前8時30分までに警報解除された場合	午前8時30分過ぎから午前11時30分までに警報解除された場合	午前の診療時間中に警報が発令された場合	午前8時30分過ぎから午前11時30分までに警報解除された場合	午前11時30分過ぎから午後3時30分までに警報解除された場合	午後3時30分過ぎから警報解除された場合	午後の診療時間中に警報が発令された場合
医科	通常どおり診療	警報解除2時間後に受付開始	休診	警報発令後の受付は終了し休診	午後1時30分に受付開始	警報解除2時間後に受付開始	休診	警報発令後の受付は終了し休診
歯科	通常どおり診療	警報解除2時間後に受付開始	休診	警報発令後の受付は終了し休診	/	/	/	/

(歯科年末年始)

	午前の診療				午後の診療			
警報状況	午前6時30分までに警報解除された場合	午前6時30分過ぎから午前8時30分までに警報解除された場合	午前8時30分過ぎから午前11時30分までに警報解除された場合	午前の診療時間中に警報が発令された場合	午前8時30分過ぎから午前11時30分までに警報解除された場合	午前11時30分過ぎから午後1時30分までに警報解除された場合	午後1時30分過ぎから警報解除された場合	午後の診療時間中に警報が発令された場合
歯科	通常どおり診療	警報解除2時間後に受付開始	休診	警報発令後の受付は終了し休診	午後1時30分に受付開始	警報解除2時間後に受付開始	休診	警報発令後の受付は終了し休診

※特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発令されます。現象としては、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪の6つあります。